

社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会
ボランティア・市民活動助成事業
募集要綱

制定 平成19年3月30日

(目的)

第1条 この要綱は、小樽を拠点とするボランティア・市民活動団体の活動等を助成することで、市民の積極的な社会参加を促し、市民主体の誰もが生活しやすいまちづくりへの意識高揚を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会(以下「本会」という。)とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は、小樽を拠点に活動しているボランティア・市民活動団体が行う第1条の目的に沿った活動等とする。

(募集方法)

第4条 募集期間は、毎年2月の第2火曜日から同年3月の第3金曜日までとし、本会ホームページ及び報道機関等を通じて周知する。

2 助成対象期間は、募集年度の翌年度とする。

3 助成を希望する団体は、本会会長に「ボランティア・市民活動助成金申請書(様式第1号以下「申請書」という。)」及び次に掲げる添付書類を提出するものとする。

なお、第1号及び第2号の書類については、団体の規則(取決め)、活動状況・収支状況がわかる書類でもよい。

(1) 総会資料(申請前年度の事業報告書、決算報告書)

(2) 機関誌

(3) 開催要項

(4) その他助成を受けようとする活動等の内容がわかる書類

(助成額)

第5条 1団体あたりの助成限度額は、300,000円とし、助成総額は、ボランティア活動育成事業予算の範囲内とする。

(決定等)

第6条 申請団体に対する助成額(以下「助成額」という。)は、別に定める審査要領に基づき小樽市ボランティア・市民活動センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)において審査し、意見を本会会長に具申する。

2 本会会長は、運営委員会の具申に基づき、助成額を決定する。

3 助成額等の通知は、助成対象年度の5月に「ボランティア・市民活動団体助成金交付決定通知書(様式第2号-1)」又は「ボランティア・市民活動団体助成金について(様式第2号-2)」によりおこなう。

(発 表)

第7条 助成を受けた団体は、本会ホームページで公表する。

(交 付)

第8条 助成額は、助成対象年度の6月に交付する。

(報告書の提出)

第9条 助成を受けた団体は、助成を受けた年度終了後1ヵ月以内に「ボランティア・市民活動助成金活動終了報告書」(様式第3号以下「報告書」という。)に活動内容がわかる書類(領収証のコピー、写真、実施状況などが掲載された機関誌及び新聞記事のコピー、年度全体の決算書等)を添えて提出するものとする。

2 他団体等の参考とするため、提出された報告書等に基づき、活動内容を本会ホームページ及びセンター事業で紹介する場合がある。

(その他)

第10条 助成を受けた団体は、帳簿及び領収証等の書類を整理し、助成を受けた年度終了の日の翌日から1年間保存するものとする。

2 助成金の交付にあたり、交付条件がある場合又は報告書等の提出に関して留意事項等がある場合は、別に通知するものとする。

3 必要に応じ本会事務局長が監査を実施し、次の各号に該当するときは、本会会長は、助成の取消又は返還を求めるものとする。

(1) 申請内容に虚偽があることが判明したとき。

(2) 正当な理由無しに報告書を所定期限に提出しないとき。

(3) 助成を受けた活動の中止、大幅な縮小、あるいは所定期間内に完了できなかったとき。

(4) その他目的に反する行為があったとき。

4 その他必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会
ボランティア・市民活動助成事業
助成審査要領

制定 平成22年1月21日
一部改正 平成22年12月1日
〃 令和2年10月2日

ボランティア・市民活動助成事業募集要綱第6条第1項の規定に定める審査要領を次のとおり定める。

1. 審査の方法

審査は、申請に対する計画案の提示説明会(以下「プレゼンテーション」という。)により審査することを前提に次の方法によりおこなう。

(1) 第1次審査(書類審査)

助成申請額が20,000円以内の場合及び書類等で活動等の内容が妥当と判断できる場合は、第2次審査をおこなわず、最終審査において、助成額を査定することができる。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

第1次審査においてプレゼンテーションの実施が必要と判断された場合。

(3) 最終審査

第1次審査及び第2次審査の結果を考慮し、本会会長に具申する申請団体の助成額を査定する。

2. 審査の手順

(1) 第1次審査(書類審査)

小樽市ボランティア・市民活動センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)において、書類審査により選考する。

《審査のポイント等》

①対象団体・活動の確認

- ・助成年度中、小樽を拠点に活動しているボランティア・市民活動団体であるか。
- ・小樽を元気づけ、ボランティア・市民活動を活性化する活動であるか。
- ・市民の積極的な社会参加を促し、まちづくりへの意識高揚を図る活動であるか。
- ・団体所属会員の互助的活動ではないか。
- ・団体運営にかかる経費ではないか。
- ・他団体等からの助成状況などを確認する。
- ・小学校・中学校・高等学校単位の申請は、「学童・生徒のボランティア活動普及事業」(北海道社会福祉協議会)の協力校指定を終了した学校(以下「協力指定終了校」という。)を対象とする。ただし、クラブ・同好会等の活動は、この限りでない。

②活動内容の精査

- ・活動計画・活動内容に具体性があるか。
- ・申請活動予算に妥当性はあるか。

③その他

- ・申請書、小樽市ボランティア・市民活動センターへの団体登録カード及び添付資料に基づき審査する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

プレゼンテーションを実施し、その内容と申請書、小樽市ボランティア・市民活動センターへの団体登録カード及び添付資料に基づき審査する。

《プレゼンテーション実施のポイント》

①公開

プレゼンテーションは、現在小樽市内で活動中の団体や活動内容について知る機会を提供するため公開でおこなう。

②質疑応答

活動内容等について各申請団体の説明を聴き、その後、申請団体と運営委員会委員及び本会職員とで質疑応答をおこなう。

③好感度調査

各審査員が応援したいと思う団体を投票により選び最終審査の参考とする。

a) 1名の審査員が投票(審査員1名につき投票用紙1枚)できる団体数は、それぞれ下記のとおりとする。

- ・運営委員会委員及び本会職員 5団体まで
- ・各申請団体代表者 2団体まで

b) 投票数の集計結果を公表する。

c) 投票のポイント

- ・活動計画・内容が明確で具体的であるか。
- ・助成金の使い道が具体的かつ適切であるか。
- ・応援したくなるような活動であるか。
- ・多くの人に喜ばれる活動であるか。
- ・小樽を元気づける活動であるか。
- ・社会のために必要な活動であるか。
- ・活動参加してみたいくなる活動であるか。

(3) 最終審査

①助成額の査定

- ・助成額の査定は、プレゼンテーション終了後の運営委員会において、第1次審査及び第2次審査の結果を考慮し、各申請団体に対する助成額を査定する。
- ・協力指定終了校への助成限度額は、小学校・中学校は1校あたり40,000円、高等学校は1校あたり60,000円とする。

②助成額査定のポイント

a) 助成対象としない費用

- ・飲食費(活動に関わる食費はこの限りでない)
- ・家賃、光熱水費、修繕費等の維持管理経費
- ・講師謝礼を除く人件費
- ・保険料
- ・その他、対象の活動に要する経費として、本会会長が不相当と認めた経費など

③運営委員会で査定された各申請団体に対する助成額を本会会長に具申する。

また、助成するにあたり、条件等がある場合は、その旨についても具申する。

3. 審査員の構成

(1) 第1次審査(書類審査)

《審査員》 ・ 運営委員会委員
・ 本会職員

↓

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

《審査員》 ・ 運営委員会委員
・ 本会職員
・ 各申請団体代表者 1名

↓

(3) 最終審査

《審査員》 ・ 運営委員会委員

4. その他

(1) 運営委員会において、助成を受けた団体から提出された報告書等の検証をするものとする。

附 則

この要綱は、平成22年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

社会福祉法人小樽市社会福祉協議会 会長

様

年度 ボランティア・市民活動助成金 申請書

申請年月日 年 月 日

申請者	団体またはグループ名			
	所在地			
	T E L		携帯TEL	
	ふりがな 代表者氏名	印		
連絡先に代表者以外を希望する場合				
ふりがな 連絡希望者氏名				
住 所				
T E L		携帯TEL		
F A X		Eメール		
申 請 額 (単位:円)				
<u>申請理由と期待できる効果</u>				

助成を受けようとする活動内容

助成対象活動予算書

(単位:円)

	科 目	予 算 額		科 目	予 算 額
	収	社協 ボランティア・市民活動助成金(申請額)			支
入	会 費		出	消耗品費	
の	参加費		の	印刷費	
部			部	通信費	
				保険料	
				負担金	
	他団体からの助成 (団体名)				
	合 計			合 計	

助成対象年度の活動予定

助成対象年度総予算書

(単位:円)

	科 目	予 算 額		科 目	予 算 額
	収 入 の 部	社協ボランティア・市民活動助成金(申請額) 会費 参加費			支 出 の 部
			消耗品費		
			印刷費		
				通信費	
				保険料	
				負担金	
	他団体からの助成 (団体名)				
	合 計			合 計	

様式第3号(第9条関係)

社会福祉法人小樽市社会福祉協議会 会長

様

年度ボランティア・市民活動助成金
活動終了報告書

報告年月日 年 月 日

報告者	団体またはグループ名				
	所在地				
	T E L		携帯TEL		
	ふりがな 代表者氏名	印			
助成額 (単位:円)					
助成対象活動決算書 (単位:円)					
収入部	科 目	決 算 額	支出部	科 目	決 算 額
	社協 ボランティア・市民活動助成金 会 費 参加費			交通費	
				消耗品費	
				印刷費	
				通信費	
			保険料		
			負担金		
	他団体からの助成 (団体名)				
	合 計			合 計	

活 動 実 績

活 動 実 施 に よ る 効 果